

# 市民委員会資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### （1）「（仮称）こども心理ケアセンター整備基本計画（案）」について

資料 1 （仮称）こども心理ケアセンター整備基本計画（案）【概要】

資料 2 情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）について

資料 3 （仮称）こども心理ケアセンター整備基本計画（案）【本編】

資料 4 パブリックコメント手続資料【実施概要】

市民・こども局こども本部

（平成25年2月6日）

## 第1章 施設整備の背景

### 1 計画策定の経過

平成21年10月：要保護児童施設整備に向けた基本方針  
★医療・心理の専門的ケアに配慮した施設の設置を検討

平成22年3月：リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書追補版  
★専門的ケアに配慮した施設を旧『中部地域療育センターエリアに整備』  
※市有地の有効活用・社会資源の有効活用

### 2 子どもの現状

#### (1) 児童虐待相談・通告件数の増加

H23年度 1,320件  
(H20年度の1.8倍)

#### (2) 特別なケアを必要とする子どもの抱える課題

虐待を受けてきたことにより、他者との関わりに強い緊張感をもち、不安感からくる不眠や、生活リズムが乱れている、などの状況にある子どもがいる。

【対人関係の課題】

他者と適切な距離で接することができない。

【行動上の課題】

自分の気持ちをコントロールできず、大声を突然出すなどの行為がある。

【集団適応】

他者との関係を構築するのが苦手なため、集団行動への参加が困難

【発達障害】

発達障害と診断できる状態にあり、専門家の治療を受ける必要がある。

#### (3) 子どもの状態像に関する調査(平成23年9月)

市が児童養護施設に措置している子どもについて調査した結果、**課題が重篤であると考えられる子どもが221人中37人**、それに準じる子どもも合わせて約半数近くが、課題をもって児童養護施設内で暮らしている状況が確認された。現状、施設側の努力等により、各施設で生活を送っているが、本来は治療など専門的な支援が必要である。

## 第2章 施設整備の基本的な考え方・理念

### 1 施設整備の基本的な考え方

医療・心理の専門的ケアに配慮した施設を整備する。

専門的ケアが必要な児童の生活を支援し、その課題解決のため、「医療・心理の専門的ケアに配慮した施設」を整備して、市内の社会的養護体制の強化を目指す。

### 2 施設の基本理念

子どもの心の傷をケアし、本来持っている力を育む。

⇒治療や生活支援、教育という生活全体を見据えた総合的な支援

- ・一旦子どもを現在の生活環境と切り離し、子どもにとって安心して生活できる環境を整える。
- ・虐待等により負った心の傷に対して、個別的心理治療を中心に行う。
- ・人との関わり方・生活習慣を身につけ、集団生活へつなぐ支援を行う。
- ・子どもにとって安心感のある施設の中に教室を設け教育環境を整備する。

## 第3章-1.2 施設の機能等

### 1 施設の理念を実現するために導入する機能

◎機能1：「医療・心理支援」

- ・医師や心理療法担当職員などの専門職を配置し、治療による支援を実施
- ・治療による支援を続けながら、子どもの状態に応じて、必要な生活習慣を身につけるための指導を実施。
- ・元の生活環境へ戻れるよう支援を実施。家庭復帰を目指すケースでは、保護者へのケアを合わせて実施。
- ・アフターフォロー実施のため「通所」による支援を実施。

◎機能2：「教育支援」

- ・施設内学級を設置することで、通学への不安を解消したうえ、医療、生活、教育が連携して子どもの個別の支援計画に基づく支援を実施。

### 2 法令上の施設種別

医師や心理療法担当職員などの職員配置基準が、児童養護施設と比較して充実しているため、「情緒障害児短期治療施設」(通称として児童心理治療施設の使用も認められているため、施設種別などを示す場合には、児童心理治療施設を使用)とする。

# (仮称) こども心理ケアセンター整備基本計画(案)概要 ②

## 第3章-3 施設の機能等

### 3 施設の特徴等

#### (1) 対象となる子どもの年齢

国が示した「情緒障害児短期治療施設運営指針」(以下「運営指針」)では、子どもの年齢は「概ね学童期から18歳に至るまで」とされているが、**就学前であっても必要に応じて支援ができるような施設とする。**

#### (2) 支援期間

**治療を中心とした支援を可能な限り短期において行う**ことを基本として、家庭復帰や児童養護施設での生活を可能とするよう努める。  
(国の調査によれば、子どもの平均在園期間は「2年半」程度)

#### (3) 今後の検討課題

本施設は、心理支援のネットワークの中心的な役割を果たすことが、「運営指針」でも示されており、その仕組みづくりが今後の検討課題となる。

## 第4章-1 施設整備の概要

### 1 計画施設の設置・運営主体

- ・市内既存児童養護施設は民間法人が設置運営、全国的にも民設民営が多く、児童心理治療施設も、その多くが民設民営である。
  - ・施設設計や運用の面で法人のノウハウが生かせる。
- ⇒ **民設民営による整備**とし、また、措置施設であることから、**土地は無償貸与**とする。

### 2 整備予定地と施設規模

住所：中原区井田3-16-1

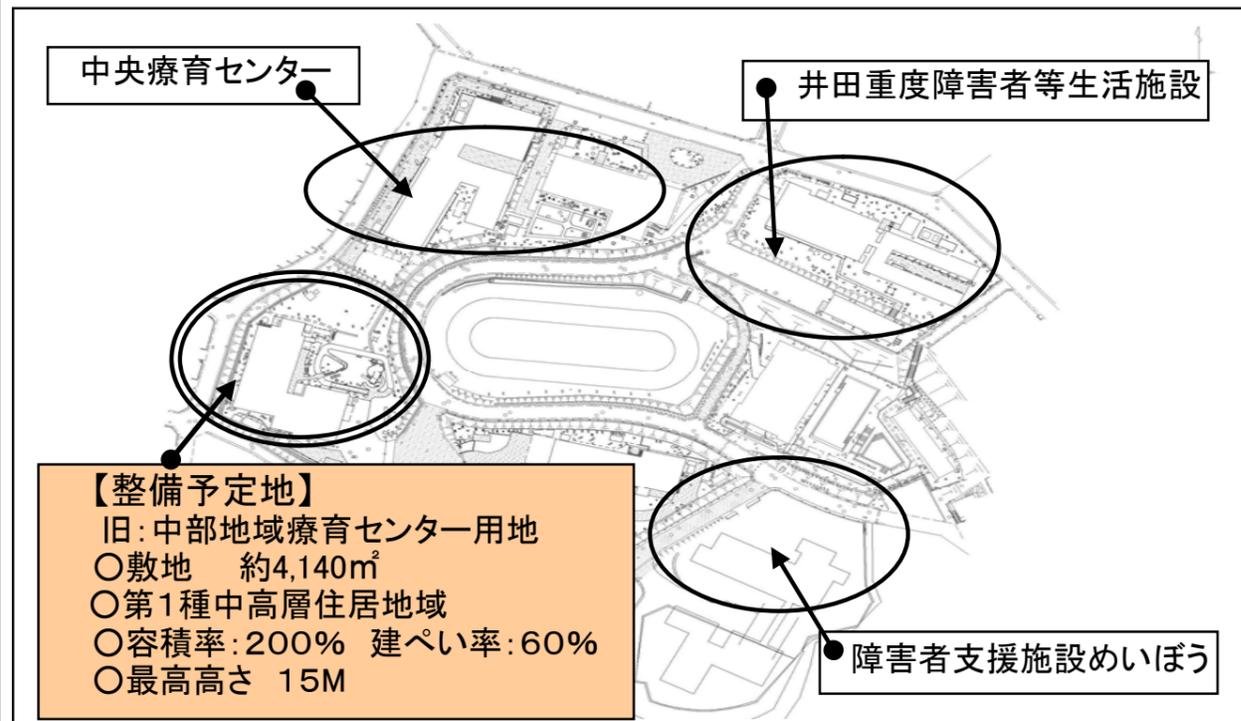
敷地面積：4,140㎡

用途等：第1種中高層住居地域 容積率200% 建ぺい率60%

施設面積：2,500㎡程度

定員：入所定員40人・通所定員10人を想定

## 第4章-2 整備予定地



## 第4章-3 施設整備スケジュール

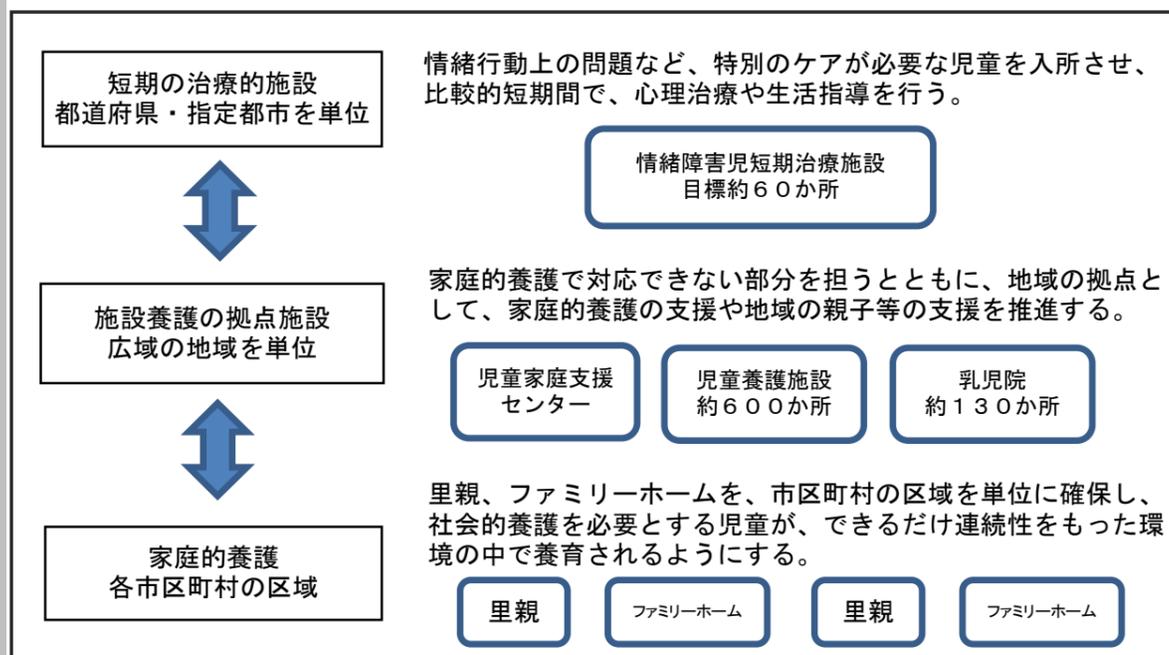
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
○ ○ パ 計 ブ リ ツ ク コ メ ン ト	○ 法 人 募 集 ・ 選 定	○ 設 計	○ 建 設 着 工	○ ○ 完 成 施 設 開 所
				<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 運営             </div>

### 1. 情緒障害児短期治療施設とは

#### 【情緒障害児短期治療施設】

施設目的	児童福祉法第43条の2の規定に基づき、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行う。
対象	18歳に至るまでの子ども (20歳に達するまでの延長措置あり)
役割	治療、生活指導、学校教育、学習指導、家庭環境の調整を行い、そこで専門的な治療を受けながら、家庭復帰や児童養護施設での生活を目指す。

### 2. 国が考える重層的で体系的な社会的養護の体制整備のイメージ図



### 3. 児童養護施設と情緒障害児短期治療施設との比較

項目	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設
目的	保護者がいない、虐待されているなどの環境にある児童の養育を行い成長を支え自立支援等を行う施設。	心理的精神的な要因等により日常生活に支障の出ている児童に対して医療・教育等連携の中で短期間で治療を行い、家庭復帰等につなぐ施設。
特徴	家庭的な生活環境を整え、成長を見守り自立支援を実施する。	福祉・医療・教育等総合的に児童の治療を実施する。
在園期間	平均 4年7か月	平均 2年半
設置数	全国 585か所	全国 37か所

主な職種（国基準）	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設
医師	非常勤	常勤
心理療法担当職員	1人（必要に応じて）	子ども10人に1人
保育士等	子ども5.5人に1人	子ども4.5人に1人

主な設備（国基準）	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設
標準設備	居室（1人4.95㎡）・医務室・静養室・相談室・浴室・便所 等	
必要設備	必要に応じて心理室は設ける	観察室・心理検査室

#### — 施設種別名称について —

児童福祉法では「情緒障害児短期治療施設」と規定されていますが、この名称は、施設像が伝わりにくい等から、「児童心理治療施設」という通称使用を国は認めていますので、必要な場合には、後者を使用します。

(仮称) こども心理ケアセンター整備基本計画 (案)

平成 2 5 年 月

川 崎 市

# 目 次

## 第 1 章 施設整備の背景

- 1 計画策定の経過 … P 1
- 2 子どもの現状 … P 1

## 第 2 章 施設整備の基本的な考え方・理念

- 1 施設整備の基本的な考え方 … P 3
- 2 施設の基本理念 … P 3

## 第 3 章 施設の機能等

- 1 施設の理念を実現するために導入する機能 … P 4
- 2 法令上の施設種別 … P 5
- 3 施設の特徴等 … P 6

## 第 4 章 施設整備の概要

- 1 計画施設の設置・運営主体 … P 7
- 2 整備予定地と施設規模 … P 7
- 3 施設整備スケジュール … P 8

# 第1章 施設整備の背景

## 1 計画策定の経過

### (1) 「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づく検討

本市では、児童虐待等による要保護児童数の増加など社会的養護を取り巻く状況の変化に対応し、保護を要する子どもへの適切な支援が行えるよう、平成21年10月に「要保護児童施設整備に向けた基本方針」（以下「基本方針」）を策定しました。この中で、**児童養護施設については、新たに3か所で100名の定員を確保するとともに、特別な支援を必要とする子どもへの対応として、医療・心理の専門的ケアに配慮した施設の設置を検討**することとしました。

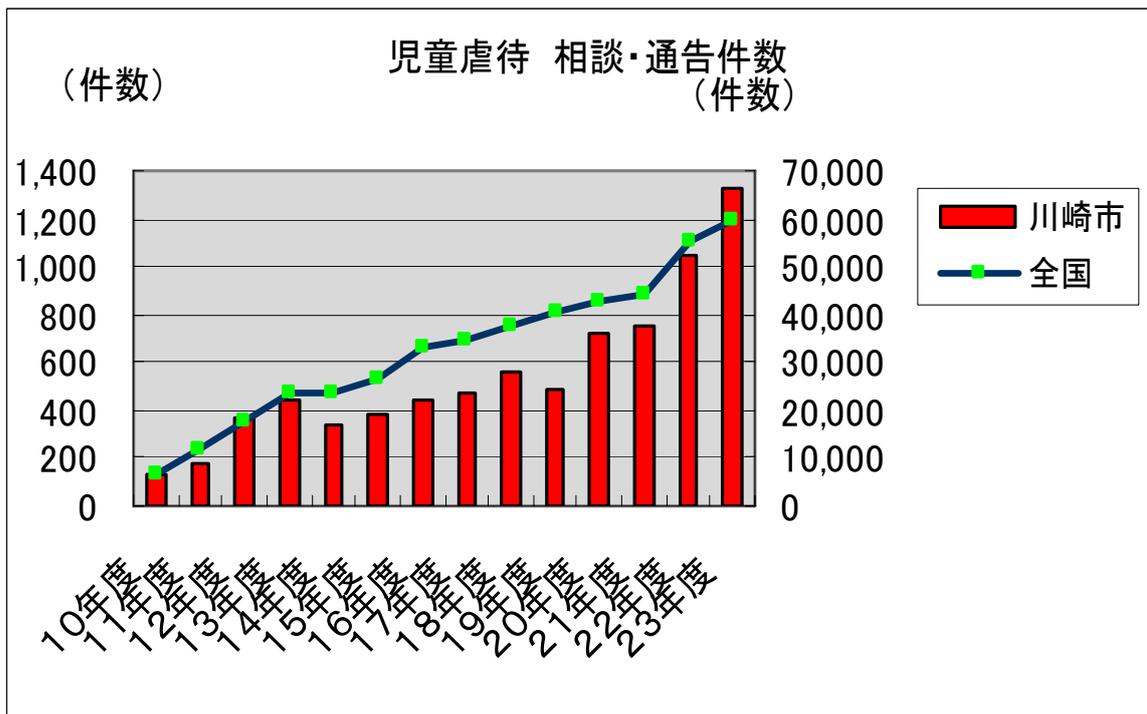
### (2) 「川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書追補版」

その後、「医療・心理の専門的ケアに配慮した施設」の整備については、「基本方針」に基づき「市有地の有効活用」「社会資源の有効活用」などの観点から、「川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書追補版」（以下「リハ基本計画」）において、中原区井田の**旧中部地域療育センターエリアに整備**することとしました。

## 2 子どもの現状

### (1) 児童虐待相談・通告件数の増加

「基本方針」、「リハ基本計画」策定後も本市における児童虐待相談・通告件数は増え続け、平成23年度には1,320件となり、平成20年度の724件と比べると3年間で約1.8倍となっています。



## (2) 特別なケアを必要とする子どもの状態像

実際に、虐待等を受けてきた子どもは、情緒や行動、性格形成など広範囲でダメージを受けている場合もあります。中には、そのために他者との関わりに強い緊張感をもち、生活している子どももいます。そういった強い緊張感は、心に不安をもたらし、生活の中では、不眠など様々な影響を生じさせ、その結果生活リズムも乱れたものになっていきます。

また、他にも次のような様々な課題を抱える子どもがいます。

### ◎対人関係

- ・他者と適切な距離で接することができない。
- ・乳幼児の生育環境を原因として、他者への共感性が乏しく、情緒的に不安定なため、常時見守りが必要な状況にある。

### ◎行動上の課題

- ・自分の気持ちをコントロールできず、突然大声を出すなどの行為がある。

### ◎集団適応

- ・他者との関係を構築するのが苦手なため、集団への参加が基本的には困難。

### ◎発達障害

- ・発達障害と診断できる状態にあり、定期的に専門家の治療を受ける必要がある。

## (3) 子どもの状態像に関する実態

平成23年9月に、市が児童養護施設に措置している221名の子どもの状態像について、6項目の調査を実施しました。

### (ア) 調査内容

項目	子どもの状態像（課題）
対人関係と愛着	他者との関係性が築けないなど課題があるのか。
逸脱行動	時に暴力行為や迷惑行為があるか。
集団適応	協調性はどうか、集団行動ができるのかどうか。
精神疾患	状況によっては、医療機関での治療が必要となるのか。
知的能力	知的能力に課題があるかどうか、通常の授業についていけるか。
発達障害	発達障害があると診断ができる状態か。

### (イ) 調査結果

その結果、集団行動が基本的に困難など課題解決には特別なプログラムが必要など、**抱える課題が重篤であると考えられる子どもが221人中37人**、それに準じる状態の子どもと合わせて半数近くが、課題を持って児童養護施設内で暮らしているという状況が確認されました。実際に、こういった課題を持つ子どもは、現在の環境で見守りなどにより生活を行っていますが、ひとたび何かをきっかけとして、激しい怒りの反応や自己抑制が利かないパニックなどの不適応を示す場合もあります。そこで、そのような子どもに対する専門的な支援を行う施設を整備することとしました。

## 第2章 施設整備の基本的な考え方・理念

### 1 施設整備の基本的な考え方

#### －医療・心理の専門的ケアに配慮した施設を整備する－

専門的ケアが必要な児童の生活を支援し、その課題解決のため、「医療・心理の専門的ケアに配慮した施設」を整備して、市内の社会的養護体制の強化を目指します。

### 2 施設の基本理念

#### <理念>子どもの心の傷をケアし、本来持っている力を育む

現在の要保護児童支援施策は、家庭的養護が一つの方向性となっています。児童養護施設において、マンションのような形式で7、8人の少人数のグループで生活をするユニット制の導入や、グループホームのような施設の小規模化により、一般家庭に近い環境を整備することで、子どもが子どもらしく育っていく支援を実施していく方向性で取組を進めています。

しかし、第1章に示したように、本施設において支援が必要な子どもの中には、家庭的な養護環境という支援では、根本的な対応が困難である子どももいます。例えば、虐待等を受けてきた結果、自己肯定感が弱く、他者との関係性において不安感が強くなっている子どもは、集団への適応が難しく、児童養護施設内や学校内において、他者との一般的な関係性を築くことができず、ふとしたきっかけでパニックになるケースがあります。その場合、例えば学校においては、授業の進行の妨げになる場合もあります。この課題解決には、子どもの心に残った不安感に対し、なにより安心して生活できる場の提供が重要で、その上で、子どもの不安の要素を丁寧に取り除くといった対応が必要です。

そこで、本施設では一旦子どもを現在の生活環境と切り離し、子どもにとって安心して生活できる環境を整え、虐待等により負った心の傷により心理的な問題を抱えて、日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもに対して、個別的な心理治療等を中心に行いながら、徐々に人との関わり方・生活習慣を身に付け、集団生活へとつなぐ支援を行っていきます。同時に、子どもの成長に欠かせない、学校生活についても、治療と連携しながら、子どもにとって安心感のある施設の中に教室を設け支援を行っていきます。

つまり、子どもの持つ課題に対して、治療や生活支援、教育という生活全体を見据えた総合的な支援を実施することにより、子どもの本来もっている姿を取り戻すことを手助けしていきます。

また、本施設は、専門的ケアを行う市内唯一の施設となります。そのため児童本人へのケアに加えて、日々の生活を支えている児童養護施設・里親などに対しても「治療」という観点からアドバイスを行うなど専門的支援を実施し、その機能を有効活用しながら川崎市の社会的養護体制の強化を図ること、それが本施設の役割となります。

## 第3章 施設の機能等

### 1 施設の理念を実現するために導入する機能

#### 機能1：「医療・心理支援」

◎「治療」という視点を中心に支援を行いながら、子どもが生活していく上で必要な力を身につけることを支援します。

#### (1) 課題

虐待等を原因として心に傷を持ち他者との関係性が築けない等の課題のある要保護児童の中で、専門的なケアが必要な子どもへの対応が必要です。

#### (2) 対応

●**医師・心理療法担当職員などの専門職を配置**し、治療による支援を実施します。常勤医師の配置により日常的に医療支援を実施し、あわせて、心理療法担当職員の複数配置によりきめ細やかなセラピーの実施を行っていきます。

●治療による支援を続けながら、子どもの状態に応じて、必要な生活習慣を身に付けるといった指導を実施します。子どもの状態に変化が現れてきた場合には、例えば個別の支援から集団への適応支援へと支援内容も状態に応じて変えながら、最終的に、**元の生活環境（児童養護施設や里親、家庭）へできる限り早く戻れるように支援を行います**。家庭復帰を目差すケースでは、保護者の方にも子どもの状態をきちんと理解した上で一緒に暮らしていくことが必要になるため、**保護者へのケアをあわせて実施**します。

●元の生活環境に戻った子どもへのアフターフォローを行うため、地域生活を行いながら、本施設の治療を定期的に受けに来るなどといった**通所支援を実施**します。

●居室について、治療に必要となる**診察室や心理検査室・相談室等**を設置します。なお、**子どもの状況や年齢などにより生活空間を分ける**必要があるため、複数のユニットを施設内に配置し、状況に応じた使い分けが可能となるよう整備を行います。

#### <想定される諸室>

	居室名	概要
医療・心理 治療関係	診療室・待合室	医師（精神科または小児科想定）診察室、及び通所利用児の待合室
	心理検査室	個別カウンセリング等で使用
	相談室	生活・治療等相談で使用
生活関係	居室	ユニット（5人から7人）をベースとした居室空間 ユニット内にリビング・キッチンなどを配置
	静養室	子どもが風邪などの際に使用
	遊戯室	日常的な遊びの場等で使用
	多目的室	子どもの心理状態が不安定な時などに一時的に使用

## 機能2：「教育支援」

◎医療・心理支援と連携しながら、子どもに合った教育を施設内学級で実施します。

### (1) 課題

本施設の子どもは、虐待等により対人関係において課題を持って、逸脱行動が大きいなどの理由で、地域の学校への通学では十分な教育的支援を受けられない状況が想定されます。そのため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育支援が必要です。

### (2) 対応

**施設内学級を設置する**ことで、通学への不安を解消したうえ、医療、生活、教育が連携して、子どもの状況に応じた個別の支援計画に基づく支援を行うことで、生活全体を見据えた総合的な支援を実現することができます。

#### <想定される諸室>

	居室名	概要
教育関係	教室	小学生用2教室 中学生用2教室程度を想定
	職員室	教員の執務
	教材室	教材等の保管スペース
	調理・被服室	家庭科
	工作室	図工、美術
	多目的室	集団での活動や軽い運動等

## 2 法令上の施設種別

本施設については、**医療・生活・教育という子どもの生活全体を通して「治療」をしていくという目的から**、法令種別としては **『情緒障害児短期治療施設』**とします。情緒障害児短期治療施設は、国の定める職員配置基準においても、常勤医師の配置や心理治療担当職員の配置基準が高いなど、本施設でのコンセプトに合致したものとなっています。

なお、児童福祉法では、「情緒障害児短期治療施設」と規定されていますが、分かりにくさ等から、「児童心理治療施設」の通称使用を国も認めていますので、施設種別の説明など、必要な場合には、「児童心理治療施設」を使用します。

- \* 「リハ基本計画」においては、『児童養護施設』を整備する方針としていましたが、上記の理由から、ケアの面で専門性の高い、「児童心理治療施設」として整備していくこととします。

### <参考>施設の法令種別

施設種別	根拠法令	施設目的
児童養護施設	児童福祉法第41条	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所したものに対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
情緒障害児短期治療施設 (児童心理治療施設)	児童福祉法第43条の2	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

## 3 施設の特徴等

### (1) 対象となる子どもの年齢

国が示した「情緒障害児短期治療施設運営指針」(以下「運営指針」)では、対象の年齢は『概ね学童期から18歳に至るまで』と示されています。しかし、本施設においては、**就学前であっても必要に応じて支援ができるような施設とする**ため、運営法人とも十分に協議を行い、設備等の対応を図っていきます。

### (2) 支援期間

運営指針では、『入所治療は原則として数か月から2～3年程度』と示されており、子どもの平均在園期間は概ね2年半程度となっています。

そこで、本施設の支援の考え方は、治療を中心とした**支援を可能な限り短期において行う**ことを基本として、家庭復帰や児童養護施設での生活を可能とするよう努めるものとします。

それは、あくまでも生活は、それまで子どもがいた環境を中心とし、本施設は、治療をメインとした支援をする環境であり、長期間にわたり生活をする空間とは異なるという考え方によるためです。

### (3) 今後の検討課題

運営指針においては、『情緒障害児短期治療施設は、都道府県、政令市単位の広域の中核施設』として、『心理支援のネットワークの中心的な役割』を果たすことが求められています。そこで、市内の児童養護施設や里親への支援はもちろん、病院や地域療育センターとも連携を行う中で、心理支援の中心とした役割・支援の仕組みづくりを検討していきます。

## 第4章 施設整備の概要

### 1 計画施設の設置・運営主体

市内の既存児童養護施設については、民間法人が設置運営をしており、全国的に見ても多くが民設民営の施設です。児童心理治療施設についても、多くが民設民営の形態をとっており、川崎市としても、計画施設の設置・運営主体については施設設計や運用の面で法人のノウハウがより生かせるため、社会福祉法人等**民設民営による整備**とします。また、措置施設であることから、**土地は無償貸与**とし、建物建設については、法人の考え方に基づいて設計・建設を進めていくことになります。

また、建設予定地周辺の自治会や学校等に十分に説明を行いながら施設の整備を進めていきます。

### 2 整備予定地と施設規模

住 所：川崎市中原区井田3-16-1

(リハビリテーション福祉・医療センター内、旧中部地域療育センター用地)

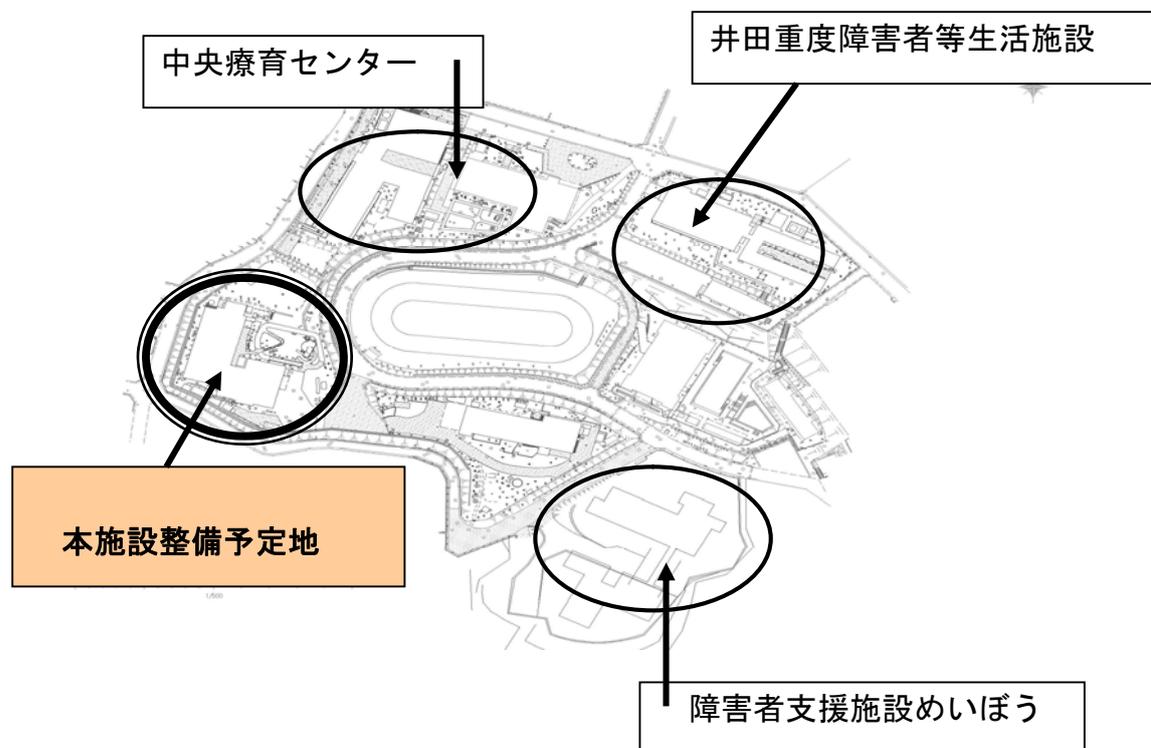
敷地面積：約4,140㎡

用途地域等：第1種中高層住居地域 容積率200% 建ぺい率60%

最高高さ15m

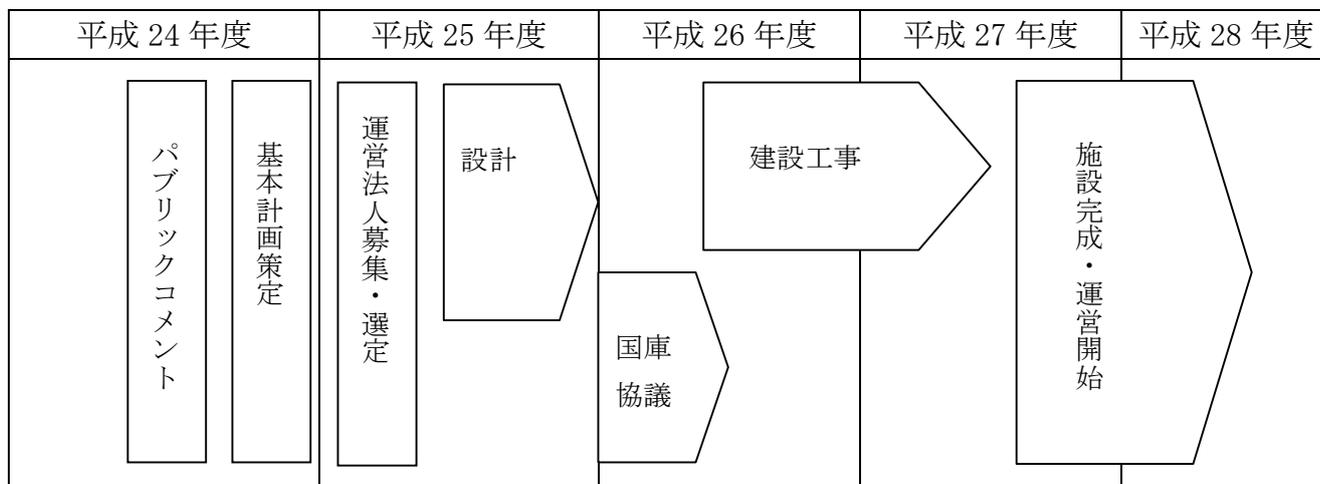
延床面積：2,500㎡程度（施設内学級の関連設備を含む）

定 員：入所定員40人・通所定員10人予定



### 3 施設整備スケジュール

本施設は、平成27年10月の開所を目途として、施設整備を進めます。



\*諸条件により開設時期が変わる場合もあります。

## パブリックコメント手続資料

市民の皆様からの御意見を募集します

「(仮称) こども心理ケアセンター整備基本計画 (案)」に対する  
意見募集の実施について

川崎市では、平成21年10月に策定した「要保護児童施設整備に向けた基本方針」に基づき、「医療・心理の専門的ケアに配慮した施設」について検討を行ってまいりましたが、児童養護施設等への調査なども行い、このたび、「(仮称) こども心理ケアセンター整備基本計画 (案)」を取りまとめました。

つきましては、市民の皆様から御意見を募集します。

意見の募集について

### 1 募集期間

平成25年2月8日(金)から平成25年3月11日(月)まで

### 2 閲覧場所

川崎市役所第3庁舎14階(市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課)、  
同2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)

\*川崎市のホームページ「意見公募」のページでも御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

郵送、持参、FAX、電子メールでお寄せください。

御意見には、必ず、「題名」「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」  
及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。

#### 【郵送先・持参先】

市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

〒210-8577 川崎区宮本町1番地

\*持参の場合には、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯で、川崎市役所第3庁舎14階こども福祉課までお持ちください。

【FAX】

044-200-3638（こども福祉課FAX）

【電子メール】

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従ってご提出ください。

4 意見提出の締め切り

平成25年3月11日（月）（郵送は、当日消印有効）

ただし、持参の場合には、3月11日（月）の17時15分までといたします。

5 注意事項等

お寄せいただいた御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめたうえで、川崎市の考え方と合わせてホームページ並びに上記の資料閲覧場所にて公表いたします。

また、記載いただきました個人情報につきましては、ご意見を確認する場合にだけ利用させていただき、個人情報の管理については川崎市個人情報保護条例に基づき保護・管理されます。

（仮称）こども心理ケアセンターについて

1 施設概要（予定）

整備地：中原区井田3-16-1（旧中部地域療育センター用地）

床面積：2,500㎡程度

定員：入所定員 40名・通所定員 10名

その他：施設内学級を整備

建設：民設民営を予定

2 事業概要

本施設は、児童福祉法第43条の2に定める「情緒障害児短期治療施設」であり、「軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的」とする施設です。川崎市においては、初めての施設となります。

3 施設整備の理由

社会的養護の必要な子どもたちの中で、虐待等により心に傷を負った子どもに対して、医療・心理の専門的なケアを実施することで、子どもが本来もつ力をはぐくむために整備を行います。

4 今後のスケジュール（予定）

平成25年度 設置運営法人の募集 施設の設計の実施

平成26年度 建設着工

平成27年度 建物完成・運営開始

\* 問い合わせ

市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

電話 044-200-2613

FAX 044-200-3638